

## USS福岡 ロープライス7 コーナー規程

### 第1条(オークション規則の準用)

本規程に定めなき事項に関してはUSSオートオークション規則およびその他の諸規程によるものとする。

### 第2条(出品条件)

1. 出品車両は下記の基準に適合したものでなければならない。ただし、USSが出品を認めた車両についてはこの限りではない。

- ① 自走可能な車両であること。
- ② 現状で燃料、オイル、クーラント等の漏れがないこと。
- ③ 売り切りスタートであること。希望価格(スタート価格)が7万円を超えないこと。但し、応札価格は7万円を超えてもよい。

2. 出品が認められるロープライス7コーナー車両は、第2条1項①②③の条件に追加し、下記の条件を満たすものとする。

- ① 事故箇所の損傷が軽微であること。USSグループの事故・現状車コーナーに該当する車両でないこと。
3. 上記の条件を満たす車両であっても、USSが出品車両としてふさわしくないと判断したものについては出品を制限することができる。
4. 会員はUSSによって出品が拒絶されたことを理由として、USSに対し陸送費等会員が出品の準備に要した費用の請求をすることができない。

### 第3条(出品・落札に関するペナルティ)

出品・落札に関するペナルティについては、別表1のとおりとする。

### 第4条(書類に関するペナルティ)

書類に関するペナルティについては、別表2のとおりとする。

### 第5条(クレームの内容)

1. クレームの内容は、代金減額請求と契約の解除とする。
2. 原則ノークレームとするが、別表3に該当する場合に限り代金減額請求および契約解除が可能なものとする。また、契約解除受付期限・ペナルティ・損害賠償の基準についても別表3のとおりとする。
3. 別表3に記載なき場合でも、USSが代金減額請求または契約解除が相当であると認めたものについてはこの限りではない。

**別表1**

《出品・落札規程記載のペナルティ》

項目	内容
キャンセルペナルティ支払による解除 セリにおける買い間違い、売り間違い (第11条 1)	成約後2時間以内かつオークション終了後1時間以内に限り、互いに相手方に対してキャンセルペナルティ2万5千円を支払うことによって、当該車両の売買契約を解除できるものとする。
キャンセルペナルティ支払による解除 商談における買い間違い、売り間違い (第11条 2)	商談により成約した場合については、商談成約後2時間以内かつオークション終了後1時間以内に限り、互いに相手方に対してキャンセルペナルティ5万円を支払うことによって、当該車両の売買契約を解除できるものとする。

**別表2**

《書類規程記載のペナルティ》

項目	内容
譲渡書類の有効期限 (第6条 4)	出品店が、落札店に期間不足による早期名変ペナルティ金1万円を支払うことにより、落札店が期間不足の譲渡書類を承諾した場合には、出品店は譲渡書類の引渡をすることができる。
譲渡書類の遅延ペナルティ (第13条 2)	遅延ペナルティの金額は、オークション開催日を含む8日目を超えた場合は金5千円とし、それ以降7日遅延するごとに金5千円を追加するものとする。
譲渡書類の遅延による落札店からのキャンセル (第14条 1)	出品店が、譲渡書類の引渡しをオークション開催日を含む1ヶ月以上遅延した場合、落札店は契約を解除することができる。この場合、出品店は落札店に対して、キャンセルペナルティ金5万円に加えて第13条所定の書類遅延ペナルティおよび陸送費、加修費等USSが相当と認めた費用(転売後の費用は含まない)を支払うものとする。

<p>譲渡書類の提出ができないことによる出品店からのキャンセル（第14条 2）</p>	<p>出品店において、書類を紛失する等により譲渡書類の提出ができないことが明らかな場合、出品店は契約を解除することができる。この場合、出品店は落札店に対して、キャンセルペナルティ金7万5千円に加えて契約解除日までの期間の書類遅延ペナルティおよび陸送費、加修費等USSが相当と認めた費用（転売後の費用は含まない）を支払うものとする。</p>
<p>名義変更遅延ペナルティ（第18条 2）</p>	<p>名義変更遅延ペナルティは金5千円とし、オークション開催月の翌月以降、書類の差替を必要とするものは差替書類をUSSへ提出した日までの間、差替を必要としないものは名義変更完了日までの間、7日遅延するごとに金5千円を支払うものとする。</p>
<p>軽自動車の名義変更遅延ペナルティの特則（第19条 1. 2）</p>	<p>名義変更遅延ペナルティは金5千円とし、新年度の自動車税が旧名義人に課税された場合（3月開催は除く）、落札店は出品店に対してさらに金1万円の名義変更遅延ペナルティを支払う。</p>
<p>自動車税未納（第25条 2）</p>	<p>出品店が第25条1項の期限を怠った場合、落札店に対して金5千円の遅延ペナルティを支払うものとし、それ以降7日遅延することに金5千円を追加するものとする。</p>
<p>譲渡書類の差替請求（第26条 3）</p>	<p>譲渡書類および還付書類等の差替手続は、全てをUSS通じて行うものとする。万一これに反した場合には、落札店は、差替ペナルティの他に禁止行為によるペナルティとして金1万5千円を出品店に支払うものとする。</p>
<p>差替ペナルティ（第26条 4）</p>	<p>第26条1項による差替の場合、落札店は出品店に対して差替ペナルティとして書類1点につき金1万円または差替に要する実費（領収書等で確認ができ、USSが相当と認めた費用）を支払うものとする。ただし、旧所有者（譲渡者、委任者）が記入をしなくてはならない欄の書き損じをした場合については免除するものとする。</p>

<p>譲渡書類の再交付ペナルティ (第29条 1)</p>	<p>譲渡書類の再交付を請求した落札店は、書類再交付を受けるのと引き替えに、出品店に対して、書類再交付ペナルティまたは再交付実費(領収書等で確認ができ、USSが相当と認めた費用)の高い方を支払うものとする。ペナルティの明細は下記のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>譲渡書類の種類</td> <td>書類再交付ペナルティの金額</td> </tr> <tr> <td>抹消書類紛失の場合</td> <td>1点につき金1万5千円</td> </tr> <tr> <td>その他の紛失</td> <td>1点につき金1万5千円</td> </tr> </table> <p>ただし、上記のいずれも金5万円を上限とする。</p>	譲渡書類の種類	書類再交付ペナルティの金額	抹消書類紛失の場合	1点につき金1万5千円	その他の紛失	1点につき金1万5千円
譲渡書類の種類	書類再交付ペナルティの金額						
抹消書類紛失の場合	1点につき金1万5千円						
その他の紛失	1点につき金1万5千円						
<p>軽自動車の譲渡書類再交付ペナルティの特則 (第30条 1)</p>	<p>軽自動車の書類再交付については、下記ペナルティまたは再交付実費(領収書等で確認ができ、USSが相当と認めた費用)の高い方を支払うものとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>譲渡書類の種類</td> <td>書類再交付ペナルティの金額</td> </tr> <tr> <td>返納証明書紛失の場合</td> <td>1点につき金1万5千円</td> </tr> <tr> <td>その他の紛失</td> <td>1点につき金1万5千円</td> </tr> </table> <p>ただし、上記のいずれも金5万円を上限とする。</p>	譲渡書類の種類	書類再交付ペナルティの金額	返納証明書紛失の場合	1点につき金1万5千円	その他の紛失	1点につき金1万5千円
譲渡書類の種類	書類再交付ペナルティの金額						
返納証明書紛失の場合	1点につき金1万5千円						
その他の紛失	1点につき金1万5千円						
<p>自動車リサイクル法における引取り報告等 (第32条 2)</p>	<p>落札車両について自動車リサイクル法における引取り報告等により、完全な所有権移転ができない場合、出品店はその申告があった日から7日以内に瑕疵を治癒しなければならない。また、当該期限を遅延したとき、出品店は落札店に遅延ペナルティとして金5千円を支払うものとし、それ以降7日遅延するごとに金5千円を追加するものとする。</p>						
<p>交通違反等による車検拒否について (第33条 2)</p>	<p>落札車両について当該オークションでの成約前に発生した交通違反等により、車検の取得ができない場合、出品店はその申告があった日を含む7日以内に瑕疵を治癒しなければならない。また、当該期限を遅延したとき、出品店は落札店に遅延ペナルティとして金5千円を支払うものとし、それ以降7日遅延するごとに金5千円を追加するものとする。</p>						

別表3

《落札店から代金減額請求および契約解除可能なクレーム》

クレーム内容	契約解除 受付期限	ペナルティ	損害賠償の基準
移転登録書類の全部または一部の引渡がオークション開催日を含む1ヶ月以上遅延した車両	出品店が契約解除の通知をするまで	キャンセル ペナルティ 5万円 + 書類遅延 ペナルティ	落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額 加修費
盗難・車台ナンバー改ざん等により完全な所有権の移転ができない車両(盗難車等を理由として車両または譲渡書類が裁判所の保全決定、刑事事件の証拠として差押収された場合、出品店へ車両または譲渡書類の返還なしに契約を解除することができる)	無制限	5万円	落札代金(落札店からの申告がオークション開催日を含む6ヶ月を超えている場合は、USSオートオークションにおける取引価格による)落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額 加修費
担保設定等により完全な所有権の移転ができない場合で、当該担保等を申告があった日を含む1ヶ月間以内に出品店がそれを抹消できない車両	開催日を含む 6ヶ月以内	5万円	落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額 加修費
リサイクル法における引取り報告、交通違反等により所有権の移転または車検の取得ができない場合で、出品店が申告のあった日を含む1ヶ月以内に瑕疵の治癒ができない車両	開催日を含む 6ヶ月以内	遅延 ペナルティ	落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額 加修費

接合車	開催日を含む 6ヶ月以内	なし	落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額 加修費
災害車 (冠水歴車, 消火剤散布歴車等)	開催日を含む 3ヶ月以内		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・メーター改ざん車両</li> <li>・純正メーター交換により走行距離が変わる車両</li> <li>・桁数の不足によりメーターが1周以上し走行距離が変わる車両</li> </ul>	開催日を含む6ヶ月以内、ただし整備手帳等から判明する場合は整備手帳受領日から1ヶ月以内	5万円	落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額 加修費 転売後の実費(販売利益は含まない)
規格外メーターに交換され走行距離が変わる車両	開催日を含む 1ヶ月以内	2万5千円	落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額 加修費 転売後の実費(販売利益は含まない)
社外メーターが取り付けられ走行距離が変わる車両			落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額
<ul style="list-style-type: none"> <li>・メーター交換申告の相違</li> <li>・走行不明申告の相違</li> </ul>	譲渡書類 到着日を含む 1ヶ月以内	なし	落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額

<p>記載事項相違車両</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・型式、排気量の相違</li> <li>・初度登録年の相違</li> <li>・グレードの相違</li> <li>・準グレード(限定車、記念車、パッケージ等)の相違</li> <li>・並行輸入車の申告漏れ</li> <li>・実存しない年式</li> <li>・乗車定員の申告相違</li> <li>・積載量の申告相違</li> <li>・新車整備手帳の欠品(メーカーによる保証期間を過ぎているものは除く)</li> </ul>	<p>譲渡書類 到着日を含む 5日以内</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・エンジンの相違(ターボ無し等)</li> <li>・シフト、SR、PS、PW、ナビ、TV、A C、WAC、革シート、エアバッグ、ABS、ハンドル位置、駆動方式等の仕様の相違</li> <li>・登録遅れ車</li> <li>・車名の相違</li> <li>・後期モデル申告の相違</li> <li>・輸入車用年式申告の相違(モデル年式をあらわさないメーカーについては、USSが妥当でないときとめたもの)</li> <li>・軽自動車の普通車再登録の申告漏れ</li> <li>・積算計不動(走行不明車およびメーター改ざん車は除く)</li> </ul>	<p>開催日を含む 5日以内</p>	<p>なし</p>	<p>落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・シフト乗せ替え改造(公認は除く)</li> <li>・エンジン規格外</li> <li>・エンジン内部の改造</li> <li>・エンジン型式の打刻欠損</li> </ul>	開催日を含む 1ヶ月以内	なし	落札代金 落札店までの往復陸送代 落札手数料相当額
車歴の相違(ワンオーナーを含む、ただし積載量が標準で2t以上のトラックおよび乗車定員11人以上のバスにおける事業用・レンタカーの申告漏れは除く)	譲渡書類到着 日を含む10日以内、ただし整備手帳等から判明する場合は整備手帳受領日から5日以内		

ただし、別表3の記載事項相違車両のクレーム内容について、出品店が落札車両代金全額の受け取りを放棄(車両代金全額の代金減額を希望)した場合、契約の解除は行えないものとする。

※ 加修費については中古部品を元に算出し、上限を車両代金までとします。また他に流用が可能であるとUSSが認めた部品(AW、エアロパーツ等)については、加修費から除きます。

平成27年7月1日から施行  
平成28年7月1日改定  
令和3年1月13日改定